

薬剤師免許証再交付申請手続きについて

*再交付申請手続きが必要となる場合

免許証をき損した場合又は紛失した場合です。

なお、免許証の記載事項に変更がある場合は、同時に籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請が必要です。籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請の手続きについても併せてご覧ください。

*八王子市保健所で籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請の手続きができる方

八王子市に在住・在勤の資格者の方です。

※注意事項

本人確認や免許証の登録番号・登録年月日、免許証を紛失した状況等の詳細についてお聞きした上で、「再交付に関する調査書」に記入していただきます。

また、免許証のコピーをお持ちの方はご持参ください。

薬剤師免許証再交付申請

	必要な書類等	備考
1	免許証再交付申請書	申請書用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードできますが、保健所にもあります。
2	・「戸籍抄(謄)本」若しくはコンピュータ(電算)化されていた場合は「戸籍個人(全部)事項証明書」又は「住民票」(本籍地の記載があること) ・日本国籍を有しない人は 中長期在留者・特別永住者:「住民票」(国籍等の記載があること) 短期在留者:「旅券その他身分を証する書類」	発行日から6か月以内のもの。 「住民票」については、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。
3	き損した免許証	き損の場合のみお持ちください。
4	手数料 2,750円分の収入印紙	あらかじめ郵便局で購入の上、ご来所ください。
5	通常はがき(登録済証明書用)	後日、免許証の代わりになるものが発行・配達されます。ご希望の方はお持ちください。
6	本人確認のための公的証明書	公的証明書(運転免許証、パスポート等の顔写真入りのものが望ましい)をお持ちください。確認後お返しします。
7	再交付に関する調査及び意見書	免許証のコピーがある方はお持ちください。また、国家試験の受験地や受験番号、合格証書番号、卒業大学、免許申請時の本籍及び住所などをわかる範囲で調査の上お越しください。